

パブリックコメント以降の修正一覧

頁	修正前	修正後
P 1	(1) 立地適正化計画の背景 (2) 本町における立地適正化計画の目的	(1) 立地適正化計画 制度 の背景 (2) 本町における立地適正化計画 策定 の目的
P 3	(5) 計画の位置付け 都市計画区域マスタープラン 愛知県が広域的な見地から、本町を含む都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて道筋を明らかにしたもの (平成 30 年度策定)	(5) 計画の位置付け 都市計画区域マスタープラン 愛知県が広域的な見地から、本町を含む都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて道筋を明らかにしたもの (平成 30 年度策定)
P 9	(5) 東浦町地域公共交通計画 計画の目標を達成するために行う施策 施策 既存路線の利便性向上 施策 2 新たな公共交通の導入検討	(5) 東浦町地域公共交通計画 計画の目標を達成するために行う施策 施策 1 既存路線の利便性向上 施策 2 新たな公共交通の導入検討
P10	(6) その他関連計画の整理 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	(6) その他関連計画の整理 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 (H30 (2018). 4変更)
P12	(6) その他関連計画の整理 ○東浦町地域防災計画・水防計画	(6) その他関連計画の整理 ○東浦町地域防災計画・ 東浦町 水防計画
P21	3-1 まちづくりの方針及び誘導方針 誘導方針【防災】 ●想定されている災害ハザード情報を周知徹底し、命を守るための子供や高齢者を始め町民全体の防災意識向上に向けた啓発を図ります。	3-1 まちづくりの方針及び誘導方針 誘導方針【防災】 ●想定されている災害ハザード情報を周知徹底し、 命を守るため ○ 子供や高齢者を始め町民全体の 命を守るための 防災意識向上に向けた啓発を図ります。
P26	■災害ハザードが想定されている地区 ●市街化区域内で災害ハザードが想定されている地区について、市街地（市街化区域）との重複状況や浸水深などを確認し、避難対策	■災害ハザードが想定されている地区 ●市街化区域内で災害ハザードが想定されている地区について、市街地（市街化区域）との重複状況や浸水深などを確認し、 避難対策で

パブリックコメント以降の修正一覧

頁	修正前	修正後
	<p>での対応が可能かどうかを踏まえ、居住誘導区域に含まない地区を検討することとします。</p>	<p>での対応が可能かどうか避難対策の観点を踏まえ、居住誘導区域に含まない地区を検討することとします。</p>
P28	<p>(1) 災害ハザードの検討 表 災害ハザード整理の結果概要 L2規模 洪水浸水想定区域（想定最大規模） ●市街化区域では床上から2階床下までの浸水が想定される浸水深0.5m～3.0mの浸水区域が鉄道駅西側の市街化区域にまでひろがり、鉄道駅周辺などの本町の都市構造を形成する主要な地域も含まれている。 L2規模 津波災害警戒区域 ●市街化区域では床上が浸水し、屋外での避難行動が困難となる浸水深1.0m～2.0mの浸水想定区域が鉄道駅西側の市街化区域にまでひろがり、鉄道駅周辺などの本町の都市構造を形成する主要な地域も含まれている。</p>	<p>(1) 災害ハザードの検討 表 災害ハザード整理の結果概要 L2規模 洪水浸水想定区域（想定最大規模） ●市街化区域では床上から2階床下までの浸水が想定される浸水深0.5m～3.0mの浸水区域が鉄道駅西側の市街化区域にまでひろがり、鉄道駅周辺などの本町の都市構造を形成する主要な地域も含まれている。 L2規模 津波災害警戒区域 ●市街化区域では床上が浸水し、屋外での避難行動が困難となる浸水深 1.0m～2.0mの浸水想定区域が鉄道駅西側の市街化区域にまでひろがり、鉄道駅周辺などの本町の都市構造を形成する主要な地域も含まれている。</p>
P31	<p>(参考) 避難圏域・避難距離の考え方の整理 避難目標（標高 10m） （図中5カ所）</p>	<p>(参考) 避難圏域・避難距離の考え方の整理 避難目標（標高 10m以上） （図中5カ所）</p>
P32	<p>(2) 居住誘導区域の設定 なお、都市計画マスタープランにおいては、現在の市街化区域で収容できない将来人口の受け皿として「住宅検討地」が設定されており、今後、土地区画整理事業などの計画的な整備の進捗状況に応じて、居住誘導区域への編入を行っていきます。なお、都市計画マスタープランでは、「住宅検討地」と関連して将来都市像の実現に向けた都市づくりとして重点的に進めていくプロジェクトとして、「森岡南部及び緒川北部での面的な整備の推進」、「緒川新田地域</p>	<p>(2) 居住誘導区域の設定 なお、都市計画マスタープランにおいては、現在の市街化区域で収容できない将来人口の受け皿として「住宅検討地」が設定されており、今後、土地区画整理事業などの計画的な整備の進捗状況に応じて、居住誘導区域への編入を行っていきます。なお、都市計画マスタープランでは、「住宅検討地」と関連して将来都市像の実現に向けた都市づくりとして重点的に進めていくプロジェクトとして、「森岡南部及び緒川北部での面的な整備の推進」、「緒川新田地域</p>

パブリックコメント以降の修正一覧

頁	修正前	修正後								
	での面的な整備の推進」などを示しています。	での面的な整備の推進」などを示しています。								
P36, 38 , 39, 40 , 41, 42 , 43	(参考) 災害ハザードの検討 標高10mラインからの500m圏域に含まれ、かつ避難道路及び避難路があることから、防災重点エリアに含める	(参考) 災害ハザードの検討 標高10mラインから の 500m圏域に含まれ、かつ避難道路及び避難路があることから、防災重点エリアに含める								
P37, 39 , 41, 43 , 44	(参考) 災害ハザードの検討 居住誘導区域の凡例：居住誘導区域（防災エリア）	(参考) 災害ハザードの検討 居住誘導区域の凡例：居住誘導区域（防災 重点 エリア）								
P53 (概要 版 P4)	表 誘導施設 誘導施設	表 誘導施設 誘導施設（法定）								
P57	■空き家の利活用による飲食店等の誘導 ・JR 緒川駅周辺及び JR 東浦駅周辺においては、にぎわい、地域コミュニティの創出に向けて、空き家の利活用による飲食店、コワーキングスペースやシェアオフィスを完備した業務施設などの立地誘導を図るため、改修費や家賃補助などを検討します。	■空き家の利活用による飲食店等の誘導 ・JR 緒川駅周辺及び JR 東浦駅周辺においては、にぎわい、地域コミュニティの創出に向けて、空き家の利活用による飲食店、コワーキングスペースやシェアオフィスを完備した業務施設などの立地誘導を図るため、 空き家 の改修費や家賃補助などを検討します。								
P61	■都市機能誘導区域に係る届出 【都市機能誘導区域外における行為】 ・都市機能誘導区域外では、法第108 条第 1 項の規定により、誘導施設の開発行為及び建築行為を行う場合には町長への届出が必要です。	■都市機能誘導区域に係る届出 【都市機能誘導区域外における行為】 ・都市機能誘導区域外では、法第108 条第 1 項の規定により、誘導施設の開発行為及び建築 等 行為を行う場合には町長への届出が必要です。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発行為</th> <th>建築行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為</td> <td>誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</td> </tr> </tbody> </table>	開発行為	建築行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開発行為</th> <th>建築等行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為</td> <td>誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</td> </tr> </tbody> </table>	開発行為	建築 等 行為	誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
開発行為	建築行為									
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合									
開発行為	建築 等 行為									
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合									

パブリックコメント以降の修正一覧

頁	修正前	修正後																
P62 (概要版 P3)	<p>■居住誘導区域に係る届出 【居住誘導区域外における行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外では、法第88 条第1 項の規定により、以下のような開発行為または建築行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30 日前までに町長への届出が必要です。 <table border="1" data-bbox="277 459 1198 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 459 748 513">開発行為</th> <th data-bbox="748 459 1198 513">建築行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 513 748 703"> ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為【例示（3 戸の開発行為）】  </td> <td data-bbox="748 513 1198 703"> ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合【例示（3 戸の建築行為）】  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 703 748 914"> ② 1 戸又は2 戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】  </td> <td data-bbox="748 703 1198 914"> 【例示（1 戸の建築行為）】  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 914 748 1233"> 【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】  </td> <td data-bbox="748 914 1198 1233"> ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合  </td> </tr> </tbody> </table>	開発行為	建築行為	① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為【例示（3 戸の開発行為）】 	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合【例示（3 戸の建築行為）】 	② 1 戸又は2 戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】 	【例示（1 戸の建築行為）】 	【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】 	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合 	<p>■居住誘導区域に係る届出 【居住誘導区域外における行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域外では、法第88 条第1 項の規定により、以下のような開発行為または建築等行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30 日前までに町長への届出が必要です。 <table border="1" data-bbox="1225 459 2145 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="1225 459 1695 513">開発行為</th> <th data-bbox="1695 459 2145 513">建築等行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 513 1695 703"> ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為【例示（3 戸の開発行為）】  </td> <td data-bbox="1695 513 2145 703"> ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合【例示（3 戸の建築行為）】  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 703 1695 914"> ② 1 戸又は2 戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】  </td> <td data-bbox="1695 703 2145 914"> 【例示（1 戸の建築行為）】  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 914 1695 1233"> 【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】  </td> <td data-bbox="1695 914 2145 1233"> ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合  </td> </tr> </tbody> </table>	開発行為	建築等行為	① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為【例示（3 戸の開発行為）】 	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合【例示（3 戸の建築行為）】 	② 1 戸又は2 戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】 	【例示（1 戸の建築行為）】 	【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】 	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合 
開発行為	建築行為																	
① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為【例示（3 戸の開発行為）】 	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合【例示（3 戸の建築行為）】 																	
② 1 戸又は2 戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】 	【例示（1 戸の建築行為）】 																	
【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】 	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合 																	
開発行為	建築等行為																	
① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為【例示（3 戸の開発行為）】 	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合【例示（3 戸の建築行為）】 																	
② 1 戸又は2 戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】 	【例示（1 戸の建築行為）】 																	
【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】 	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合 																	
P66	(参考) 大規模盛土造成地 凡例：大規模盛土造成地	(参考) 大規模盛土造成地 凡例：大規模盛土造成地 (谷埋め型)																
P70	■津波災害警戒区域 町東部の鉄道東側の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられ	■津波災害警戒区域 町東部の鉄道東側の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられ																

パブリックコメント以降の修正一覧

頁	修正前	修正後
	ます。津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとされる浸水深 1.0m以上の浸水想定区域が鉄道駅西側の市街化区域にもみられますが、木造家屋の半数が全壊する目安となる浸水深 2.0m以上の浸水は市街化区域内ではほとんどみられません。	ます。津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとされる浸水深 1.0m以上の浸水想定区域が鉄道 駅 西側の市街化区域にもみられますが、木造家屋の半数が全壊する目安となる浸水深 2.0m以上の浸水は市街化区域内ではほとんどみられません。
P81	(3) 地域ごとの防災上の課題の整理 標高が高い西側の浸水想定区域外まで距離があり、鉄道西側で一時的に避難できる場所の確保や浸水対策が必要	(3) 地域ごとの防災上の課題の整理 標高が高い西側の浸水想定区域外まで距離があり、鉄道 西側 東側 で一時的に避難できる場所の確保や浸水対策が必要
P87	■町全体の避難対策イメージ 巽ヶ丘駅	■町全体の避難対策イメージ 巽ヶ丘 駅 駅
P88 (概要 版 P7)	(参考) 避難圏域・避難距離の考え方の整理 避難目標 (標高 10m) (図中5カ所)	(参考) 避難圏域・避難距離の考え方の整理 避難目標 (標高 10m 以上) (図中5カ所)
P92, 93 (概要 版 P7)	(1) 防災重点エリアに位置付けた地域で推進する主な取組 ■避難施設の確保 ・特に JR 緒川駅東側において、協定締結による民間施設の災害時支援協定の拡充や追加を推進します。 ■防災重点エリアに位置付けた地域における具体的な取組及びスケジュール (■避難施設の確保) 協定締結による民間施設の災害時支援協定の拡充・追加	(1) 防災重点エリアに位置付けた地域で推進する主な取組 ■避難施設の確保 ・特に JR 緒川駅東側において、協定締結 など による民間施設の災害時支援協定などの拡充や追加を推進します。 ■防災重点エリアに位置付けた地域における具体的な取組及びスケジュール (■避難施設の確保) 協定締結 など による民間施設の災害時支援協定の拡充・追加
P96	(2) 町全体で推進する施策 種別：水害、取組方針：災害リスクの低減 (ハード)	(2) 町全体で推進する施策 種別：水害、取組方針：災害リスクの低減 (ハード) (以下を追記) ■公共下水道の整備推進・公共下水道雨水整備について、「雨水管理総合計画」に基づき、特に浸水被害のあった緊急度の高い地域が

パブリックコメント以降の修正一覧

頁	修正前	修正後
		ら優先的に整備を推進します。
P99	<p>安心して住み続けられるまちづくり</p> <p>【防災】 3-③公共下水道雨水整備率</p> <p>※目標値は総合計画の2023年目標値と整合しており、2023年以降は計画改定に合わせて目標値も見直します。</p>	<p>安心して住み続けられるまちづくり</p> <p>【防災】 3-③公共下水道雨水整備率</p> <p>※目標値は総合計画の令和5（2023）年目標値と整合しており、令和5（2023）年以降は計画改定に合わせて目標値も見直します。</p>
P104～	<p>参考資料</p> <p>1 用語解説</p>	<p>参考資料</p> <p>1 用語解説</p> <p>（以下を追加）</p> <p>2 策定経緯</p> <p>3 立地適正化計画検討委員会</p> <p>4 立地適正化計画講演会・説明会</p>
P101	<p>参考資料 1 用語解説</p>	<p>参考資料 1 用語解説</p> <p>（以下を追加）</p> <p>公共施設：本計画では、役場庁舎をはじめとする公共建築物と道路や上下水道などのインフラ施設を合わせた施設の総称。</p>